

旭川事件の福岡、小樽両事件との比較表

(H28年7月10日、前田作成)

	福岡事件	小樽事件	旭川事件
発生日時	H18年8月25日22時48分頃	H26年7月13日時分頃	H28年5月4日18時59分頃
被害者	被害車両の幼児3人が死亡	歩行中の女性3人が死亡、女性1人重傷	中島朱希さん(38歳)死亡
飲酒時間	18時～22時半	4時半～12時過ぎの7時間半	朝からビールを飲み続け、運転中も飲酒
飲酒検知	0.25～0.3mg	0.55mg	0.45mg(酒気帯び基準の3倍)
現場道路	福岡市内の幹線道、歩道のある「海の中道大橋」上	小樽市銭函の市道。幅4.7m、歩道・中央線なし	旭川市内の国道(交差点付近)
時速	100キロ	50～60キロ	約120キロ
態様	約8秒間脇見、衝突1秒前にブレーキを踏んだが、前方の被害車両に追突、橋から転落させ、幼児3人(1歳、3歳、4歳)を溺死させ、両親にも傷害を負わせる。	15～20秒間下を向きスマホ操作。左端を2列で歩行中の女性4人を後ろからはねる。衝突まで気づかず。	国道交差点の手前120m付近を時速約120キロで走行し、2台の車の間を縫うように急加速して追い抜き、交差点に進入。交差点出口のプリンカーライトのある中央分離帯に衝突し、制御不能となり100mほど先で中央分離帯を飛び越え、対向車線の被害車両に激突。
事故後	救護せず、逃げて水を飲む	救護せず、コンビニまで逃げ煙草購入	
地検の起訴内容	【福岡地検】H18年危険運転致死罪(改正前刑法208条の2)で起訴	【札幌地検】H26年8月4日、過失運転致死傷(「自動車運転処罰法」5条)で起訴要請・署名(約8万筆)を受け、H26年10月24日、危険運転致死傷(処罰法2条1号)へ訴因変更	【旭川地検】H28年5月25日、過失運転致死(前記「処罰法」5条)で起訴 ※遺族らは訴因変更を求め、6月16日地検宛、6月28日札幌高検宛に要請書を提出 7月8日地検は危険運転致死(処罰法2条1号)へ訴因変更
地裁判決	【福岡地裁】H20年1月8日、予備的訴因である業務上過失致死及び道交法違反(酒気帯び)で懲役7年6月	【札幌地裁、裁判員裁判】H27年7月9日 危険運転致死傷と道交法違反(ひき逃げ)で懲役22年	
高裁判決	【福岡高検】H21年5月15日、危険運転致死傷(改正前刑法208条の2)で、懲役20年	【札幌高裁】H27年12月8日、被告の控訴を棄却 ※被告は上告	
最高裁	【最高裁】H23年10月31日、第三小法廷決定は、危険運転罪で懲役20年	※審理中	